

## 船舶法（適用対象：総トン数20トン以上の日本船舶）の事務手続きについて

### 1. 手続きの概要について

- ① 手続名 : 船舶の総トン数の測度申請
- ② 手続根拠 : 船舶法第4条第1項及び第3項
- ③ 手続対象者 : 船舶所有者(又は船舶所有者から委任を受けた海事代理士)
- ④ 提出時期 : (イ) 日本国内において日本船舶を取得したとき  
(ロ) 外国において取得した日本船舶を外国各港間で航行させるとき
- ⑤ 提出方法 : 申請書に必要書類を添付のうえ、船籍港を管轄する地方運輸局又は運輸支局等若しくは船舶取得地を管轄する日本国在外公館へ提出してください。
- ⑥ 手数料 : (上記④(イ)の場合) 別表1をご覧ください。  
(上記④(ロ)の場合) 別表2の金額を現地通貨に換算した額
- ⑦ 添付書類・部数 : 造船証明書、一般配置図等の関係図面 各1通  
※申請内容によって所有権を確認できる書類(売買契約書など)を提出していただく場合がございます。詳しくは提出先の地方運輸局又は運輸支局等にご確認ください。
- ⑧ 申請書様式 : 船舶総トン数測度(改測)申請書

### 2. 窓口について

- ① 提出先 : (上記④(イ)の場合) 船籍港を管轄する地方運輸局又は運輸支局等  
(上記④(ロ)の場合) 船舶取得地を管轄する日本国在外公館の領事
- ② 受付時間 : 提出先にお問い合わせください。
- ③ 相談窓口 : 船籍港を管轄する地方運輸局又は運輸支局等にお問い合わせください。

### 3. 行政手続について

- ① 審査基準 : 船舶のトン数の測度に関する法律及び船舶のトン数の測度に関する法律施行規則による
- ② 標準処理期間 : 設定なし
- ③ 不服申立方法 : 行政不服審査法の規定による

別表1 船舶総トン数測度手数料表(第50条関係)

総トン数	測度の種類	新規測度又は 全部改測	一部改測
20トン以上	50トン未満	37,400円	24,200円
50トン以上	100トン未満	60,300円	
100トン以上	300トン未満	87,200円	39,300円
300トン以上	500トン未満	123,700円	
500トン以上	1,000トン未満	159,800円	58,400円
1,000トン以上	2,000トン未満	209,300円	
2,000トン以上	3,000トン未満	258,400円	65,000円
3,000トン以上	4,000トン未満	290,100円	
4,000トン以上	6,000トン未満	316,400円	
6,000トン以上	8,000トン未満	389,000円	
8,000トン以上	10,000トン未満	459,800円	
10,000トン以上	15,000トン未満	514,300円	
15,000トン以上	20,000トン未満	614,900円	
20,000トン以上	30,000トン未満	789,100円	
30,000トン以上	50,000トン未満	829,600円	
50,000トン以上	70,000トン未満	949,300円	
70,000トン以上	100,000トン未満	976,500円	
100,000トン以上		1,013,500円	

- 備考 1 上甲板下全部、区分甲板下全部又は船体主部全部の改測を受けたときは、これを全部改測とみなし、この表に定める手数料を徴収する。
- 2 第50条第3項の場合において、総トン数を定めることができないときは、計画総トン数(総トン数の改測の場合にあっては、現に登録されている総トン数)により手数料を徴収する。

別表2 外国における船舶総トン数測度手数料表(第50条関係)

総トン数 \ 測度の種類		新規測度又は 全部改測	一部改測
20トン以上	50トン未満	48,700 円	31,500 円
50トン以上	100トン未満	78,500 円	
100トン以上	300トン未満	113,400 円	51,100 円
300トン以上	500トン未満	160,900 円	
500トン以上	1,000トン未満	207,800 円	75,900 円
1,000トン以上	2,000トン未満	272,100 円	
2,000トン以上	3,000トン未満	335,900 円	84,500 円
3,000トン以上	4,000トン未満	377,100 円	
4,000トン以上	6,000トン未満	411,300 円	
6,000トン以上	8,000トン未満	505,600 円	
8,000トン以上	10,000トン未満	597,600 円	
10,000トン以上	15,000トン未満	668,400 円	
15,000トン以上	20,000トン未満	799,100 円	
20,000トン以上	30,000トン未満	1,025,700 円	
30,000トン以上	50,000トン未満	1,078,300 円	
50,000トン以上	70,000トン未満	1,233,900 円	
70,000トン以上	100,000トン未満	1,269,200 円	
100,000トン以上		1,317,200 円	

- 備考 1 上甲板下全部、区分甲板下全部又は船体主部全部の改測を受けたときは、これを全部改測とみなし、この表に定める手数料を徴収する。
- 2 第50条第3項の場合において、総トン数を定めることができないときは、計画総トン数(総トン数の改測の場合にあっては、現に登録されている総トン数)により手数料を徴収する。

船舶総トン数測度(改測)申請書	
番 号	<未定の場合空白で可>
種 類	汽船
船 名	よこはま 横浜オーシャン
船 籍 港	神奈川県横浜市
総 ト ン 数	約 490トン
造 船 地	神奈川県横浜市
造 船 者	海事造船株式会社
起 工 の 年 月 日	令和 5年 2月 1日
進 水 の 年 月	令和 5年 8月 (予定)
所有者の氏名又は名称及び住所	株式会社国土汽船 神奈川県横浜市中区北仲通町一丁目1番1号
総トン数の測度又は改測を受けようとする場所及び期日	海事造船株式会社 神奈川県横浜市鶴見区鶴見町一丁目1番1号 令和 5年 5月
申 請 の 理 由	新造
総トン数改測を受けようとする部分	<新規測度の場合記入は不要です>
<p>令和 5年 4月 1日</p> <p>住所は「ー (ハイフン)」など使わずに「丁目」「番地」など正式な記載とする ↓</p> <p style="text-align: right;">住所 <u>神奈川県横浜市中区北仲通町一丁目1番1号</u></p> <p style="text-align: center;">申請者</p> <p style="text-align: center;">氏名又は名称 <u>株式会社国土汽船</u></p> <p style="text-align: center;"><u>代表取締役 国土 太郎</u></p> <p>関東運輸局長 殿 ← 提出先の管海官庁(運輸局・運輸支局・海事事務所)の長あて</p>	

申請官庁にて訂正可 ←必要に応じてご記入ください

(日本産業規格 A 列 4 番)

- 備考
- 1 番号は、総トン数の改測を受けようとするときに記載すること。
  - 2 種類の欄には、「汽船」または「帆船」を記載すること。
  - 3 船名には、振り仮名を付記すること。
  - 4 郡市町村名、氏名及び名称には、読み方の難しい場合は振り仮名を付記すること。
  - 5 起工の年月日及び進水の年月の欄には、外国において製造した船舶については西暦により記載すること。
  - 6 船舶が共有であるときは、その持分筆頭者のみを記載し、持分筆頭者以外の所有者について「外何人」と記載することができる。
  - 7 申請の理由の欄には、「新造」、「何国人某より買受」、「何国某社より買受」、「改造」、「修繕」等を記載すること。

登録（測度）手数料納付書

令和 5年 4月 1日

関東運輸局長 殿 ← 提出先の管海官庁（運輸局・運輸支局・海事事務所）の長あて

住所は「-（ハイフン）」など使わずに「丁目」「番地」など正式な記載とする ↓

（申請者の氏名又は名称及び住所）

住所:神奈川県横浜市中区北仲通町一丁目1番1号

氏名又は名称:株式会社国土汽船

代表取締役 国土 太郎

下記船舶の ※ 新規測度 手数料 金 123,700 円を納付します。

記

1. 船 名 横浜オーシャン

2. 総トン数 499トン

収入印紙貼付欄

(収入印紙は横並びに貼付してください)

注1. 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができます。

2. ※印の箇所には、次の事項のうち、納付しようとする事項を記載してください。

- イ 新規登録
- ロ 管外転籍
- ハ 変更登録
- ニ 抹消登録
- ホ 新規測度
- へ 全部測度（上甲板下全部、区分甲板下全部又は船体主部全部の別）
- ト 一部測度

申請官庁にて訂正可 ←必要に応じてご記入ください